

議案第百三号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年十二月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年拾貳月貳貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「毎月の第二土曜日若しくは第三土曜日」を「土曜日」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十四年二月一日から施行する。